

消防設備士試験事務

(総務省消防庁予防課)

1. 事務・事業の概要

消防法第17条の規定により、政令で定める防火対象物の関係者に設置及び維持が義務付けられている消防用設備等は、火災の発生時にその機能が確実に発揮される必要があることから、一定の消防用設備等の工事又は整備については、消防設備士でなければ行ってはならないとされている。

消防法上、消防設備士試験は、都道府県知事が実施することとされているが、都道府県知事は、総務大臣の指定する者に当該試験の実施に関する事務を行わせることができるとされている。

2. 指定、登録等の基準

○消防法（昭和23年法律第186号）

〔消防設備士〕

第17条の5 消防設備士免状の交付を受けていない者は、次に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事（設置に係るものに限る。）又は整備のうち、政令で定めるものを行ってはならない。

- 一 第10条第4項の技術上の基準又は設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備等
- 二 設備等設置維持計画に従って設置しなければならない特殊消防用設備等

〔消防設備士の免状の種類〕

第17条の6 消防設備士免状の種類は、甲種消防設備士免状及び乙種消防設備士免状とする。

- 2 甲種消防設備士免状の交付を受けている者（以下「甲種消防設備士」という。）が行うことができる工事又は整備の種類及び乙種消防設備士免状の交付を受けている者（以下「乙種消防設備士」という。）が行うことができる整備の種類は、これらの消防設備士免状の種類に応じて総務省令で定める。

〔消防設備士の免状の交付資格〕

第17条の7 消防設備士免状は、消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

- 2 第13条の2第4項から第7項までの規定は、消防設備士免状について準用する。

〔消防設備士試験〕

第17条の8 消防設備士試験は、消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下この章において「工事整備対象設備等」という。）の設置及び維持に関して必要な知識及び技能について行う。

- 2 消防設備士試験の種類は、甲種消防設備士試験及び乙種消防設備士試験とする。
- 3 消防設備士試験は、前項に規定する消防設備士試験の種類ごとに、毎年一回以上、都道府県知事が行う。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、甲種消防設備士試験を受けることができない。
 - 一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - 二 乙種消防設備士免状の交付を受けた後二年以上工事整備対象設備等の整備（第17条の5の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の経験を有する者
 - 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして総務省令で定める者

- 5 前各項に定めるもののほか、消防設備士試験の試験科目、受験手続その他試験の実施細目は、総務省令で定める。

〔消防設備士試験事務の委任〕

- 第17条の9 都道府県知事は、総務大臣の指定する者に、消防設備士試験の実施に関する事務を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定は、消防設備士試験の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により総務大臣の指定する者に消防設備士試験の実施に関する事務を行わせるときは、消防設備士試験の実施に関する事務を行わないものとする。
- 4 第13条の6の規定は第1項の規定による指定について、第13条の7、第13条の9から第13条の18まで及び第13条の22の規定は同項の規定による指定を受けた者について、第13条の8、第13条の19及び第13条の20の規定は同項の規定により総務大臣の指定する者にその消防設備士試験の実施に関する事務を行わせることとした都道府県知事について、第13条の21の規定は消防設備士試験の実施に関する事務の引継ぎその他の必要な事項について、準用する。この場合において、これらの規定中「危険物取扱者試験事務」とあるのは「消防設備士試験の実施に関する事務」と、第13条の6中「前条第2項」とあるのは「第17条の9第2項」と、第13条の7第1項及び第2項並びに第13条の8第1項中「第13条の5第1項」とあるのは「第17条の9第1項」と、第13条の10及び第13条の11第1項中「危険物取扱者試験委員」とあるのは「消防設備士試験委員」と、第13条の13第1項及び第13条の18第2項第5号中「第13条の5第1項」とあるのは「第17条の9第1項」と、第13条の20第1項中「第13条の5第3項」とあるのは「第17条の9第3項」と読み替えるものとする。

【参考：準用規定】

〔指定の要件〕

- 第13条の6 総務大臣は、前条第2項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第1項の規定による指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、危険物取扱者試験事務の実施の方法その他の事項についての危険物取扱者試験事務の実施に関する計画が危険物取扱者試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の危険物取扱者試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 申請者が、危険物取扱者試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて危険物取扱者試験事務が不公正になるおそれがないこと。

※第2項 (略)

○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

〔指定試験機関の指定の申請〕

- 第33条の15 法第17条の9第2項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行わなければならない。
- 一 名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 指定を受けようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 現に行つている業務の概要を記載した書類
 - 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 六 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
 - 七 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

- 八 試験事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類
- 九 試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
- 十 試験事務の実施の方法の概要を記載した書類
- 十一 法第17条の9第4項において準用する法第13条の10第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類
- 十二 その他参考となる事項を記載した書類

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人 消防試験研究 センター	5010005 009015	昭和 59 年 12 月	住所：東京都千代田 区霞が関 1 丁目 4 番 2 号 電話：03-3597-0220	消防法 17 条の 9 第 1 項 において準用する同法第 13 条の 6 第 1 項各号に 定める要件を満たしてい るため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
試験手数料 一般財団法人 消防試 験研究センター https://www.shoubo- shiken.or.jp/shoubou/	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）第 23 項第 4 号

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和 6 年 9 月 1 日現在）
改正の必要なし。
7. 政策評価
地方公共団体の事務であるため政策評価の対象外。